

下田臨海実験センター部局細則第2号

マリンバイオ共同推進機構の組織及び運営に関する細則を次のように定める。

平成22年4月1日

筑波大学下田臨海実験センター長 稲葉 一男

マリンバイオ共同推進機構の組織及び運営に関する細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、下田臨海実験センター細則（平成22年下田臨海実験センター部局細則第1号）第7条第2項の規定に基づき、マリンバイオ共同推進機構（以下「JAMBIO」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(JAMBIOの目的)

第2条 JAMBIOは、下田臨海実験センター及び東京大学海洋基礎生物学研究推進センターが相互に連携協力することにより、海洋生物学に関する共同利用・共同研究を推進し、もって当該分野の学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(JAMBIOの構成員)

第3条 JAMBIOは、次に掲げる者で構成する。

- (1) 下田臨海実験センター長
- (2) 東京大学海洋基礎生物学研究推進センター長
- (3) 下田臨海実験センターの業務に従事する職員
- (4) 東京大学海洋基礎生物学研究推進センターの教職員

(機構長等)

第4条 JAMBIOに、マリンバイオ共同推進機構長（以下「機構長」という。）及びマリンバイオ共同推進副機構長（以下「副機構長」という。）を置く。

- 2 機構長は、前条第1号の委員をもって充てる。
- 3 機構長は、JAMBIOの管理及び運営を総理する。
- 4 副機構長は、前条第2号の委員をもって充てる。
- 5 副機構長は、機構長を補佐する。

(運営協議会)

第5条 JAMBIOに、マリンバイオ共同推進機構運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会は、機構長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 研究計画に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 共同利用・共同研究に関する事項

(4) その他 JAMBIO に関する重要事項

(運営協議会の組織)

第6条 運営協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 第3条第3号の JAMBIO の構成員で、教授又は准教授のうちから機構長が指名する者 1人
 - (4) 第3条第4号の JAMBIO の構成員で、教授又は准教授のうちから副機構長が推薦する者 1人
 - (5) 国立大学法人筑波大学（第11条において「筑波大学」という。）の職員及び国立大学法人東京大学（第11条において「東京大学」という。）の教職員以外の者で、海洋生物学の研究に従事するもの 4人
- 2 機構長は、前項第3号の委員の選出に当たっては、所属長の下承を得るものとし、同項第4号及び第5号の委員の選出に当たっては、学長に委嘱を依頼する。

(運営協議会の議長等)

第7条 運営協議会に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 運営協議会に副議長を置き、議長が委員のうちから指名する。
- 3 議長は、運営協議会を主宰する。
- 4 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行し、議長及び副議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(運営協議会の委員の任期)

第8条 第6条第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(運営協議会の議事)

第9条 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(共同利用・共同研究委員会)

第10条 運営協議会に、JAMBIO が行う共同利用・共同研究の課題の審査を行わせるため、マリンバイオ共同推進機構共同利用・共同研究委員会（以下「共同研究委員会」という。）を置く。

- 2 共同研究委員会は、審査結果を運営協議会に報告する。

(共同利用・共同研究委員会の組織)

第11条 共同研究委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 第3条第3号の JAMBIO の構成員で、教授又は准教授のうちから機構長が指名する者 2人
 - (4) 第3条第4号の JAMBIO の構成員で、教授又は准教授のうちから副機構長が推薦する者 2人
 - (5) 筑波大学の職員及び東京大学の教職員以外の者で、海洋生物学の研究に従事するもの 6人
- 2 機構長は、前項第3号の委員の選出に当たっては、所属長の下承を得るものとし、同項第4号及び第5号の委員の選出に当たっては、学長に委嘱を依頼する。

(共同利用・共同研究委員会の委員長等)

第12条 共同研究委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、共同研究委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(共同利用・共同研究委員会の委員の任期)

第13条 第11条第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(共同利用・共同研究委員会の議事)

第14条 共同研究委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 共同研究委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第15条 運営協議会に、特定の事項について検討させるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価)

第16条 JAMBIO の事業に関し、外部評価を行う。

- 2 外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

(部門)

第17条 JAMBIO にその業務を分掌させるため、次の部門を置く。

- (1) 戦略研究部門
- (2) 次世代開拓研究部門
- (3) 国際連携部門
- (4) 学術成果普及部門
- (5) 事務部門

2 JAMBIO の構成員は、前項のいずれかの部門に所属するものとする。

3 各部門に部門長を置き、部門に所属する構成員のうちから、機構長が指名する。

4 部門長は、部門の業務を掌理する。

5 部門長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、部門長となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

6 補欠の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前2項の部門長は、再任されることができる。

8 部門に、必要に応じて、セクション等を置くことができる。

9 各部門の業務に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第18条 JAMBIO に関する事務は、事務部門が行う。

(雑則)

第19条 この部局細則に定めるもののほか、JAMBIO に関し必要な事項は、運営協議会の議を経て機構長が別に定める。

附 則

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。